

▼こんなトラブルに遭わないためには どうすればいいの？

1 携帯電話などによる不当請求

携帯電話やパソコンから、懸賞や占いなどの無料サイトにアクセスしたら、出会い系サイトやアダルトサイトにつながった。利用料の説明が無かったので無料だと思い閲覧していたら、高額な利用料の請求が画面に表示された。電源を切っても、再度電源を入れるとまた請求画面が表示され困っている。

ワンポイントアドバイス

請求業者に連絡をする  
と個人情報が知られ、さら  
に請求される可能性があります。安易に連絡しない  
ようにしましょう。



2 リフォーム工事の中断トラブル

住宅の改築をリフォーム業者と1千万円で契約し、850万円支払った。しかし完成前に業者が来なくなり工事が中断してしまった。業者からは「多額の借金があり、お宅の工事どころではない」と言われた。



ワンポイントアドバイス

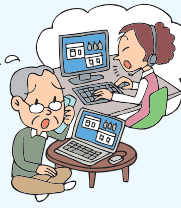
工事が滞ってしまうことの備えとして、遅延補償を契約内容に盛り込みましょう。費用の全額前払いは避け、完成後の支払いを主とした契約にしましょう。

3 電話勧誘によるプロバイダ契約

「今契約しているプロバイダより安くなる。乗り換えませんか」と電話で勧誘され、承諾した。その後、業者の電話による指示に従いホームページを開いたら、業者の遠隔操作でプロバイダの変更が行われた。後で料金を確認すると、以前より高くなっていることが分かった。解約を申し出たら違約金を請求された。

ワンポイントアドバイス

契約前に契約内容に関する書面を求め、はっきり理解できなければ承諾しないようにしましょう。



4 大手企業名を悪用・買え買え詐欺

知らない業者から大手企業のパンフレットが郵送された。間もなく別業者から電話があり、「そのパンフレットの会社の社債を買いたい。パンフレットがないと買えないので、代わりに買ってほしい」と頼まれた。その後、指示されるままお金を宅配便で送ってしまった。



ワンポイントアドバイス

大手企業の名前で消費者を信用させようとする詐欺です。実際、その企業が社債の購入を個人に勧誘することはほとんどありません。

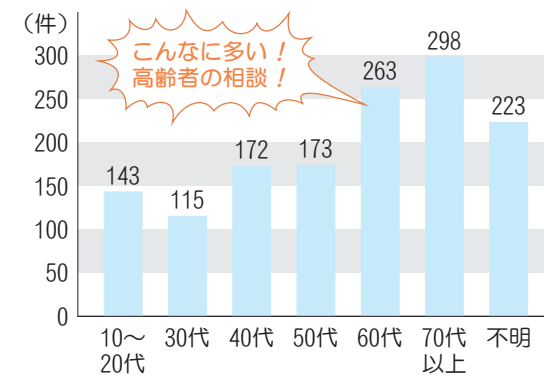
あなたは大丈夫？

5月は  
消費者月間

悪質商法にご用心

毎年5月は、消費者・事業者・行政が一体となって消費者問題に関する啓発や教育などを行う「消費者月間」です。悪質商法から身を守るためにはどうしたらいいか。この機会に、そのポイントを確認しておきましょう。

■平成25年度 年代別相談件数  
(市民生活総合相談センター)



こんなに多い！  
高齢者の相談！

消費者トラブル  
高齢者は特に注意

市民生活総合相談センターには、日々さまざまな人から相談が寄せられています。平成25年度の相談件数を年代別に見ると、70代以上が最も多く、次いで60代、50代と続きます。高齢になると、自分の健康や将来の生活資金に不安を抱く人も多くなります。悪質業者は、その心理を巧みに利用して、「健康にいい」「必ずもうかる」などといった話を持ち掛け、不要な物を売り付けたり、高額な契約を結ばせたりしよ

市民生活総合相談センターに寄せられる相談の中で最も多いのは、悪質商法などによる契約トラブルです。その手口は巧妙かつ悪質で、誰もが被害に遭う恐れがあります。「わたしは大丈夫」「わたしはだまされない」、そのような思い込みが被害のもとになります。「人の役に立ちたい」という心理に付け込んだ事例も数多く見られます。誰しも親しい人や親切にされた人の頼み事は断りにくいものです。しかし契約は自分に必要かどうか冷静に判断して決めるものです。

巧妙化する悪質商法  
毅然とした態度で対応を

うとします。また高齢者の中には、日ごろから寂しさを感じている人もあり、親身になって自分の相手をしてくれる悪質業者を信用し、だまされてしまうこともあります。被害に遭わないためには、「悪質業者に狙われている」という高齢者本人の自覚はもちろん、家族や周囲の人の見守りが必要です。

▼市民生活総合相談センターの「出前講座」を活用しよう！

ご相談・出前講座の申し込みはこちらへ  
市民生活総合相談センター

電話 24-2111(内線259・459・460・461)

相談日 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)  
午前8時30分～午後5時15分  
※来所時間により、後日の対応となる場合があります。終了時間の30分ほど前までの来所をお勧めします

場所 市役所本庁(新館1階)

市民生活総合相談センターでは、悪質商法による被害や契約トラブルを未然に防ぐため、相談員が地域に伺い、悪質商法の具体例や対処方法を分かりやすく説明する「出前講座」を行っています。講話だけではなく、寸劇やクイズなどを取り入れた楽しい講座です。ぜひご利用ください。講座の開催は無料です。

出前講座を活用し  
トラブルを未然に防ぐ

悪質業者は、言葉巧みに近づいてきますが、自分にとって必要がないものを勧誘されたときは、毅然とした態度で断ることが重要です。あいまいな返事はトラブルの原因になります。

声に出して練習しよう！悪質業者を撃退する 断り言葉

●効果的な断りの言葉

「買いません」  
「必要ありません」  
「今後、勧誘(電話)は二度としないでください」  
「お帰りください」  
※相手に「勧誘しても時間の無駄」と思わせることがポイントです

●してはいけない断り方

「いいです」  
※承諾したと都合よく解釈されます  
「考えておきます」  
※なぜ今決められないのかと、さらに契約を迫られます  
「忙しいのでまた今度」  
※その後もしつこく勧誘を受けてしまいます